一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について(令和6年1月分)

	行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名 称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
1		文化交通株式会社(法 人番号 2180001040182) 代表 者津田祐司	愛知県名古屋市中区新栄 1丁目33番地14号	本社営業所	愛知県名古屋市中区新栄 1丁目33番地14号	輸送施設の使用停止 (40日車)及び文書警告		令和5年9月19日、監査方針に基づき、監査を 実施。4件の違反が認められた。(1)運転者に 対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事 業運輸規則第38条第1項)、(2)運転者に対する 指導監督記録記載事項不備(旅客自動車運送事 事業運輸規則第38条第1項)、(3)特定の運転者 に対する指導義務違反(旅客自動車運送事 運輸規則第38条第2項)、(4)特定の運転者に対 する運転適性診断未受診(旅客自動車運送事 業運輸規則第38条第2項)	5	4
2		有限会社やすいタク シー(法人番号 6180002092186) 代表 者安井春雄	愛知県海部郡大治町大字 三本木字寒宿75-1		愛知県海部郡大治町大字 三本木字寒宿75-1	輸送施設の使用停止 (30日車)及び文書警告	道路運送法第13条	令和5年10月5日、監査方針に基づき、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運送引受義務違反(道路運送法第13条)、(2)業務の記録の記録事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項)	3	3
3	20240111		愛知県名古屋市瑞穂区洲 山町1丁目1番地		愛知県名古屋市瑞穂区洲 山町1丁目1番地	輸送施設の使用停止 (30日車)及び文書警告	道路運送法第13条	令和5年8月31日、監査方針に基づき、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運送引受義務違反(道路運送法第13条)、(2)業務の記録の記録事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項)	3	3
4			静岡県浜松市中央区上島 1丁目11番15号		静岡県浜松市中央区上島 1丁目2868	文書警告	旅客自動車運送事業 運輸規則第38条第2項	令和5年11月10日及び令和5年11月27日、監査方針に基づき、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(2)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)	0	0
5			三重県津市久居新町1025 番地1号		三重県津市戸木町字多度 4113番地37号	文書警告	運輸規則第21条第5項	令和6年1月11日、労働局からの通報を端緒として、監査を実施。1件の違反が認められた。 (1)健康診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)	0	0